

山陽小野田市の山耕地番の解消を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治期に宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

山陽小野田市においては、平成27年度から5か年計画により、市全域の山地番の地番変更を実施します。

地区ごとの実施時期等については、山口地方法務局ホームページや山陽小野田市の広報誌により随時お知らせします。

平成27年度

【実施地区】

住居表示地区(千代町一丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、
稲荷町、共和台、青葉台)

【実施方法】

本年度は、重複地番がないため地番の変更はありません。
ただし、インターネットを御利用の場合には、不動産を特定
するための物件キーが以下のように変更されますので、留意し
てください。

変更前 山陽小野田市〇〇町/山 100番

変更後 山陽小野田市〇〇町 100番

※ 建物については変更ありません。

【実施時期】

平成27年11月2日

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 083-922-2295(平日8:30~17:15)

(自動音声案内です。電話機の[1]ボタンを押し、次に[5]ボタンを押すと担当係へつながります。)